

令和 2 年 6 月 4 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2016～2019

課題番号：16K17026

研究課題名（和文）会社法における第三者保護制度の再検討 会社役員への対第三者責任制度を中心に

研究課題名（英文）Reconsideration of Directors' Liability to Third Parties

研究代表者

高橋 陽一（TAKAHASHI, YOICHI）

京都大学・法学研究科・准教授

研究者番号：10737399

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,100,000円

研究成果の概要（和文）：会社役員への対第三者責任規定は、昭和44年の最高裁判決以降、第三者保護のために定められた特別の法定責任であると理解されてきた。しかし、不法行為法などによる保護を超えて、第三者を特別に保護すべき実質的理由は明らかでない。むしろ、曖昧な根拠によって、会社役員に過大な責任を負わせることになりかねないという問題がある。対第三者責任規定の意義については、責任軽減規定として見直すなどの解釈論上または立法論上の再検討が必要である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

会社役員への対第三者責任を定める会社法429条1項は、会社法の条文の中でも裁判例において援用されることが非常に多く、極めて重要な規定であるといえる。同条については、半世紀前の判決である昭和44年最高裁判決が当然の前提となっているが、その内容は比較法的に見ても、理論的に見ても、特異なものとなっており、その正当性は疑わしい。当時から、社会・経済のあり方も大きく変わっており、同判決を見直すことで、会社役員に対する規律付けのあり方がより望ましいものになると考えられる。

研究成果の概要（英文）：It has been understood that since the Supreme Court ruling in 1969, the corporate directors' provision for liability to third parties is a special statutory liability established for the protection of third parties. However, the substantive reason for special protection of third parties beyond the protection by tort law is not clear. Rather, there is a problem that ambiguous grounds may cause corporate directors to be overly responsible. Regarding the significance of the provision for liability to third parties, it is necessary to reexamine it in terms of interpretation or legislation, such as reviewing it as a liability reduction provision.

研究分野：会社法

キーワード：会社法 対第三者責任

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

会社役員に対する第三者責任を定める会社法 429 条 1 項は、会社法の条文の中でも裁判例において援用されることが非常に多く、極めて重要な規定であるといえる。しかしながら、当該規定は文言がかなり抽象的であるため、その趣旨や内容について古くから激しい論争が繰り返されてきた。そこでは大別して、直接損害限定説・間接損害限定説・両損害包含説の 3 つの見解が主張されていた。そのような中、両損害包含説を採用して論争に一応の決着をつけたのが、最大判昭和 44 年 11 月 26 日民集 23 卷 11 号 2150 頁（以下「昭和 44 年大法廷判決」という）である。同判決が採用した両損害包含説は裁判実務において定着し、その後の学説も、同判決の判例法理を所与の前提としたうえで、事案類型ごとにおける会社役員に対する責任の理論的正当性に意を割くようになった。

しかし、そのような学説の努力にもかかわらず、判例法理の理論的正当性・整合性は十分に説明されていないといわざるを得ない。すなわち、会社に対する任務懈怠を理由に第三者に対しても責任を負うのはなぜか、また、第三者への加害が会社に対する任務懈怠となるのはなぜか、といった理論的問題が依然として残されている。判例法理は、理論的に十分な説明が与えられていないにもかかわらず、第三者保護という理念の下で政策的に是認されてきたといえる。

もっとも、判例法理が政策的に適切であるかについても、異論がありうる。なぜなら、判例法理における第三者責任規定の適用範囲は広範なものとなっており、帰責の根拠や限界も理論的に不明確であるために、現状として第三者責任規定は安易に適用されている嫌いがあるからである。特に、近時では、監視義務や内部統制システム構築義務違反を理由として、役員に対する第三者責任が広く認められるようになりつつある。こうした状況が、社外取締役や外国人取締役の任用にとって、マイナスの方向に働くことは否定できない。実際に、そのような懸念から、近時、会社補償制度や D&O 保険制度の活用を促進しようとする動きが起こり（コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会「コーポレート・ガバナンスの実践～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」(2015 年)）、令和元年会社法会によって、これらの制度に係る規定が整備された。これらの制度を合理的に運用するためにも、「第三者責任」の成立範囲が広範・不明確となっている現状を見直す必要がある。

昭和 44 年大法廷判決から半世紀の歳月を経た現在、わが国の企業を取り巻く経済的・社会的環境は大きく変容しており、会社法学上の諸理論も大きく発展している（経営判断原則や内部統制システム構築義務など）。さらに将来、取締役会のモニタリング・モデルへの移行が徐々に進むと予想されるなか、業務執行（決定）機関としての取締役（会）を念頭に置いて設計されてきた第三者責任制度が適切に機能しているかという疑問もある。これらのことから、昭和 44 年大法廷判決の法理の適切性について再検討する必要性は高まっているといえる。

2. 研究の目的

上記のような問題意識の下、本研究では、既存の判例法理自体を批判的に検証し、第三者責任制度の望ましいあり方について再検討を行うこと（具体的には、第三者責任規定の趣旨および責任成立の範囲について、解釈論および立法論の観点から検討を行うこと）を目的とした。

3. 研究の方法

本研究では、わが国の判例・学説を網羅的に検証するとともに、アメリカにおける法状況および議論状況を調査・分析を行い、それを参考にして、わが国における第三者責任制度および関連諸制度のあり方を検討した。

4. 研究成果

(1) 直接損害事例における問題の考察

会社に対する任務懈怠の意義

直接損害事例においては、なぜ第三者に対する加害行為が会社に対する任務懈怠となるのか、理論上の問題として長年議論されてきた。有力な見解は、返済見込みのない借入れや支払見込みのない手形の振出しの場合を念頭に、「会社債権者の損害拡大を阻止するため取締役には再建可能性・倒産処理等を検討すべき義務が善管注意義務として課されており、その任務懈怠が問題となる」と説明する。しかし、倒産処理の遅延による財務状況の悪化は、返済見込みのない借入れとは異質の間接損害の問題であり、返済見込みのない借入れ自体が会社に対する任務懈怠となることの説明にはなっていない（会社および会社債権者の立場からは、返済見込みのない借入れ自体は、破産手続において分配の原資となるべき財産ひいては既存の会社債権者の破産配当額を増加させるため、望ましいとすらいえる）。また、経営悪化状況下でない会社での直接損害事例における任務懈怠の説明については、別途考える必要がある。

学説では、直接損害事例一般において会社に対する任務懈怠が認められる根拠として、（第三者への加害行為が実質的な不法行為の要件を備えるときに）会社の社会的信用が傷つくこと、会社が第三者に損害賠償責任を負うことなどが挙げられてきたが、いずれも一般的な支持を得ているわけではない。また、いずれの説明においても、会社に対する任務懈怠という形式の下、実質的には第三者に対する関係での違法性が問題となっていると言わざるを得ない。

このような実質を反映してか、裁判例でも、直接損害事例において会社に対する任務懈怠の有無を具体的に論じることなく、第三者に対する加害との関係で悪意・重過失を論じているように

見えるものが少なからず存在する。これらの裁判例は、判例法理に反するとして、批判されることが多いが、本来問い直されるべきなのは、判例法理の方であろう。わざわざ任務懈怠という(条文上の文言にもない)概念を持ち出すことに、どのような利点があるのであろうか。かえって問題となる義務の内容や責任の根拠を分かりにくくするだけではないか。会社に対する任務懈怠によって対第三者責任を基礎づけようとした大法廷判決多数意見の発想は不自然であり、そもそも無理があったというべきである。

不法行為責任との関係

以上のように、直接損害事例においては実質的には第三者に対する違法性が問題になっており、実際の裁判においても不法行為責任と対第三者責任がともに追及されることが多い。そこで、直接損害事例では不法行為責任を認めれば十分であり、対第三者責任を認める必要はないのではないかと疑問が生じる。こうした疑問に対しては、会社法 429 条 1 項が存在することで、(ア)監視義務違反が問題となる場面、および(イ)M&A や新株発行等に際して株主が直接損害を被る場面において、不法行為の場合よりも救済が広がるとの反論が考えられる。以下、順に検討する。

(ア)監視義務違反が問題となる場面

裁判例においては、監視義務違反(内部統制システム構築義務違反を含む)を理由として、取締役の対第三者責任が問われ、これが認容されることも少なくないところ、監視義務違反を根拠として、取締役の第三者に対する不法行為責任を導くのは困難であるといわれてきた。そうであるとすれば、会社法 429 条 1 項は、直接損害事例について監視義務違反に基づく責任を認めうる点で、不法行為よりも救済範囲が広いといえる。

しかし、これには2つの疑問がある。第1に、監視義務違反を理由として第三者に対する不法行為責任を導くことが困難であるかについて、疑問がある。直接損害事例において問題となる監視義務は、実質的には第三者を保護するためのものであるということができ、その違反は第三者に対する不法行為を構成する余地がある。実際に、労働者の長時間労働を把握・是正するための体制を整える義務(一種の内部統制システム構築義務といえる)の違反に基づき取締役の労働者に対する不法行為責任を認めた裁判例がいくつか存在する。また、最判平成 21・7・9 判時 2055 号 147 頁は、取締役が投資家に対して有価証券報告書の虚偽記載を防止するための内部統制システムを構築する義務を負うことを前提とした判決であると読むことが可能である。近時の民法学説においても、取締役の監視義務や内部統制システム構築義務を不法行為上の義務としても認めうるということが指摘されており、注目に値する。監視義務違反が問題となる場面で不法行為責任がどのような範囲で成立するかについては、これまで十分な検討がなされてこなかったのであり、今後の議論の発展が期待される。

第2に、不法行為が成立しない場合においても対第三者責任を認めるならば、その理由は何かという疑問がある。すなわち、会社に対する監視義務違反を理由として第三者に対しても責任を負うべき実質的根拠が問題となる。単に第三者を保護するためだというだけでは何ら説得力のある説明にはならない。そもそも、監視義務違反の場合に限らず、直接損害事例一般について、対第三者責任の追及により不法行為責任がさしたる根拠もなく緩和される危険があるとの有力な批判があることにも留意する必要がある。

(イ)株主の直接損害が問題となる場面

株主が M&A や新株発行の場面等における取締役の任務懈怠を主張して、対第三者責任規定に基づき直接損害にかかる損害賠償を請求した事案がいくつかみられる。こうした場面において、対第三者責任規定が不法行為の場合よりも株主の救済を広く認めている可能性がある。

しかし、ここで問題となっている任務懈怠も、実質的には株主に対する義務違反である。裁判例でも、MBO の際、取締役は善管注意義務の一環として、株主間において公正な企業価値の移転を図らなければならない義務を負うとされており、ここでの善管注意義務は株主の共同の利益を図ることを目的としている。取締役が会社に対するこうした任務(実質的には株主に対する義務)に違反した場合には、株主に対して不法行為責任を負うことができよう。実際の裁判においても、民法 709 条に基づく損害賠償請求がなされることがあり、株主の直接損害についても不法行為による救済で足りると考えられる。

(2)間接損害事例における問題の考察

第三者に対して責任を負うべき実質的根拠

間接損害事例においては、会社に第一次的に損害が生じるため、会社に対する任務懈怠が認められることに理論的な問題はない。問題となるのは、「会社に対する任務懈怠を根拠に、取締役が第三者(債権者)に対しても責任を負うのはなぜか」という点である。

学説では、責任財産への侵害の観点から会社に対する任務懈怠が債権者に対しても違法性を有するという説明や、債務超過状態においては株主でなく債権者が会社の実質的所有者・残余権者となることから取締役は「会社=債権者」に信認義務(善管注意義務)を負うという説明がなされてきたが、一般的な支持を集めているとはいえない。前者の説明については、民法上、責任財産侵害型の債権侵害につき、第1次的には責任財産保全制度(詐害行為取消権および債権者代位権)を活用すべきであるとされ、不法行為に基づく損害賠償責任が認められる場合は限定的に解されていることとの整合性が問題となる。後者の説明については、そのような理解自体の当

否のほか、仮にそのような理解を採用したとしても、株主の間接損害の場合と同様に、原則として、債権者への直接の損害賠償ではなく、会社への損害賠償を認めることで足りるのではないかという問題がある。

アメリカでは、会社役員が債権者との関係で負う信託義務の内容について、判例・学説上の議論が豊富にある。また、当該信託義務違反にかかる責任関係についても議論がある。とりわけ、数年前にデラウェア州最高裁判所が、「会社が倒産状態に陥った場合には、債権者が残余利益の帰属者となるものの、個々の債権者が取締役に対して信託義務に基づく直接の請求権を有するのではなく、取締役の信託義務違反につき会社に代わって債権者は派生訴訟(derivative suit)を提起することができるにとどまる」と判示したことが注目される(North American Catholic Educational Programming Foundation, Inc. v. Gheewalla, 930 A.2d 92 (Del. 2007))。

債権者に直接の損害賠償請求権を認めることの当否

間接損害事例においては、取締役は会社に対して任務懈怠に基づく損害賠償責任を負うことになる(会社法423条1項)。そして、会社が無資力の場合、債権者は、会社が有する当該損害賠償請求権を債権者代位(民法423条)によって行使することができる。会社の法的倒産手続が開始されると、破産管財人等が当該請求権を行使することになり、債権者代位訴訟が提起されていた場合には訴訟の中断および受継という手続上の手当てがある(破産法45条等)。このように、間接損害事例においては民法や倒産法を通じて一定の救済が債権者に与えられる。そして、重要なことに、これらの制度の下では、原則として債権者間の平等が確保されている。これに対して、会社法429条1項では、個々の債権者が役員等に対して直接の損害賠償を請求することになるため、債権者間の平等が害されることになる。そのため、なぜ会社法429条1項は民法や倒産法と異なる規律を定めているのかが問題となる。会社法学では、これまで、株主の間接損害について直接の損害賠償請求を認めるべきか否かについて活発に議論がなされ、原則としてこれを否定する見解が通説となっている。他方、債権者の間接損害について直接の損害賠償請求を認めることの当否については、株主の場合と類似の問題があるにもかかわらず、これまで十分に議論されてこなかったのが現状である。

(3)学説の分析・考察

以上のように判例法理には問題点が少なくないことから、学説では他の見解も有力に主張されてきた。本研究では、それらの学説について以下のような分析・考察を行った。

直接損害限定説(不法行為責任特則説)

まず、昭和44年大法廷判決には、松田二郎裁判官をはじめとする4名の裁判官による反対意見が付されており、いずれも直接損害限定説(不法行為責任特則説)に立つものである。この見解は、上記のような問題意識から法廷意見に反対し、取締役の職務上の不法行為については会社が責任を負えば足りることに鑑み、取締役の軽過失による不法行為責任を免責する規定(不法行為法の特則)として対第三者責任規定を理解する。取締役の責任を軽減すべき根拠としては、「業務執行の機関にある者が内容の煩瑣な職務を迅速且つ多量に行なわなければならない場合、何人と雖も避け難いほどの軽過失についてまで、その者に責に任せしめるとしたら、何人もその職に堪えない」ことが挙げられていた。しかし、責任軽減を規定の趣旨と考えることについて、当時の学説から賛同を得ることはできなかった。もっとも、現代の会社法理論に照らせば、経営判断萎縮の防止や優秀な人材の確保など経営判断原則と同様の観点から、責任軽減の必要性を正当化できる余地がある。

こうした観点から、いわゆる会社補償制度が令和元年会社法改正によって創設され、第三者に対する責任については、悪意・重過失によるものでなければ、会社が補償することができることになった。これにより、会社法429条1項において直接損害限定説を採用する意義は多少小さくなるものの、同制度の下での第三者に対する責任の補償には大きな制約があり(役員等と会社が第三者に対して連帯責任を負う場合において、賠償をした会社が役員等に会社法423条に基づき損害賠償請求をすることができる部分については補償ができない)、なおも問題は残されている。

間接損害限定説

上述した直接損害事例における問題点から、直接損害事例においては不法行為法における解決で足りるとして、会社法429条1項の適用を間接損害事例に限定する見解も存在する。こうした間接損害限定説には、(2)で論じた問題が妥当する。この点について、同説を支持する学説の中には、対第三者責任規定に基づく損害賠償請求権は、会社の取締役に対する損害賠償請求権と異なり、免除や和解の影響を受けないことを重視するものがある。

しかし、この点を重視することには疑問もある。会社が倒産状況下において、取締役の責任について免除(債権放棄)をしたり、不当な和解をしたりしても、詐害行為取消権や否認権によって取り消すことが可能である。また、各債権者が間接損害にかかる直接の損害賠償請求権を有することにより、正当な和解が妨げられる可能性もあろう。ここでも、民法や倒産法による保護に上乗せして会社債権者を保護すべき実質的理由が問題となる。

対第三者責任規定不要論

立法論として、対第三者責任規定の必要性を疑問視する見解がある。こうした見解は昭和 44 年大法廷判決の前にも見られたし、近時でも有力に主張されている。この見解は、上記(1)・(2)のような問題意識から、対第三者責任規定の存在意義を疑問視し、直接損害事例においては不法行為責任、間接損害事例においては債権者代位制度を通じた解決で足りるのではないかと主張する。対第三者責任規定は、その立法趣旨が不明確であることや、比較法的にも特異な規定であることから、立法論的に不要であると考えられることにも相当の説得力がある。

抑止の観点による判例法理の正当化

前述したように判例法理の下では、直接損害事例において監視義務違反に基づく対第三者責任を不法行為の場面よりも広く認めること、および間接損害事例において債権者に直接の損害賠償請求権を認めることをどのように正当化するかが問題となる。比較的最近の学説では、取締役の任務懈怠に対する抑止の観点からこれらを正当化できる可能性があることが指摘されている。すなわち、第三者（債権者）にも役員等の会社に対する任務懈怠を抑止するために一定の役割を果たしてもらうための規定（第三者によるエンフォースメントを認める規定）として、対第三者責任規定を理解することができるという指摘である。このように理解すれば、直接損害事例において、監視義務違反等の会社に対する任務懈怠に基づき第三者が役員等の責任を追及することができる理由、および会社の財務状況が悪化しておらず会社から損害賠償の支払いを受けることが可能な場合であっても役員等の責任を追及することができる理由を説明することができる。また、間接損害事例において、債権者が自身に対して直接的に損害賠償を支払うよう求めることができる理由についても、役員等の責任を追及するインセンティブを債権者に与えるためであると説明することができる。さらに、悪意・重過失が要件とされている点も、債権者のような会社の外部者がコーポレート・ガバナンスに関して関与することができる場合は限定的であってしかるべきだからだ（悪質な任務懈怠は抑止の必要性が高いため第三者によるエンフォースメントを特別に認めたのだ）と説明することができる。

第三者によるエンフォースメントという観点は、判例の説く「第三者保護」とはかなり異なるものではあるが、現在の判例法理を合理的に説明することができる点で魅力的であるといえる。もっとも、この見解にも、問題がないわけではない。まず、第三者によるエンフォースメントをここまで強化する必要があるか（債権者平等を害するなどの弊害を上回る便益があるか）は自明でなく、検討の必要がある。第三者によるエンフォースメントを認めることが過剰なエンフォースメントにつながる可能性もあり、現に直接損害事例については、そうした懸念が顕在化しているようにも思われる。さらに、このような理解からは、株主も間接損害について第三者性を否定されるべきことにならないため（株主代表訴訟において株主にとっての経済的インセンティブは小さく、会社法 429 条 1 項による責任追及も認めた方が、抑止の観点で効果的であるといえる）、株主によるエンフォースメントのあり方についても改めて問題となろう。

(4)まとめ

これまで、学説の多数は、昭和 44 年大法廷判決の理論的な難点を認めつつも、対第三者責任規定を政策的な規定と理解することで、同判決を正当化してきた。その上で、同判決を所与の前提としつつ、その枠内で責任成立の範囲を合理的に画そうと努力してきた。しかし、現在においても理論的な問題は残され、責任成立の範囲も広汎かつ不明確なままとなっている。昭和 44 年大法廷判決から半世紀が経過し、その間、会社役員に関する法制度や考え方が大きく変わり、不法行為理論や倒産法制度も大きく発展してきた。会社役員に対する対第三者責任規定については、こうした現在の諸制度や諸理論に照らして、解釈論のみならず立法論も含めた再検討を行うべき時期にある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計11件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 高橋陽一	4. 巻 466
2. 論文標題 役員等の対第三者責任 最大判昭和44・11・26民集23巻11号2150頁の再検討	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 81～87頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 高橋陽一
2. 発表標題 会社役員への対第三者責任制度の再検討
3. 学会等名 日本私法学会第83回大会 拡大ワークショップ
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----